

就労定着支援事業所 管理者 様

福岡市福祉局障がい福祉課長

就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出について（依頼）

日頃より、福岡市の障がい福祉行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、令和5年度の基本報酬の算定に必要となりますので、年度初めの大変お忙しいところお手数をおかけいたしますが、**令和6年4月15日(月)までに、下記のとおり必ず届出を行っていただきますようお願いいたします。**（全事業所が対象です。）

本届出を行わない場合、訓練等給付費（令和5年4月以降のサービス提供分）の請求が返戻されますのでご注意ください。

記

1 提出書類

①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

※ 変更届出書（様式第7号）の提出は不要です。

②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

③就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

【令和5年4月1日までに指定を受けた事業所】

④【別添1】就労継続者の状況（就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書）

⑤令和5年度末日において就労が継続していることが確認できる書類（在職証明等）

※ 別添1は福岡市暫定様式で提出してください。厚生労働省より様式が示されましたら、改めてお知らせします。

※ 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出」における特例は、令和5年度をもって終了しています。原則通り、令和3年度、4年度及び5年度の実績でスコアを算出してください。

【令和5年5月1日以降に指定を受けた事業所】

⑥【別添2】就労継続者の状況（就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書）（新規指定の場合）

⑦指定を受けた前月末日において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労した者の就労が継続していることを確認できる書類（在職証明等）

※ 別添2は福岡市暫定様式で提出してください。厚生労働省より様式が示されましたら、改めてお知らせします。

書類の作成に当たっては、

- ・【報酬告示】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- ・【留意事項通知】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実質上の留意事項について（平成18年障発第1031001号）

の就労移行支援に係る箇所を必ず熟読ください。

3 提出について

提出方法：メールによる提出（難しい場合は郵送）

※「令和6年度4月分の加算の届出について（依頼）」と併せてご提出ください。

提出先（問合せ先）：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課指定指導第1係

TEL：092-711-4249 FAX:092-711-4818